

# 種まき 通信No.55

いつも市民派 ずっと無党派  
小林じゅん子 議会だより

事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10  
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938  
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2016年7月31日  
発行者：小林純子

## ◆安曇野市議会6月定例会小林じゅん子の一般質問◆

- Q1. 最大で38億円かかるという総合体育館建設に向け  
市民に判断材料を示しアンケートを行うべきではないか
- Q2. 自治基本条例に住民投票をどう位置付けるか

Q1【小林質問】 最大で38億円かかるという南部総合体育館建設について、市民に対し十分な説明をするとともに判断材料を示し、市民アンケートを行うべきではないか。

【市長】 対象者や調査の手法、質問の内容によっては、回答結果に偏りが生じることがある。また、建設に合併特例債を利用するため、時間的余裕がないこともあり市民アンケートは行わない。行政として説明責任を果たして建設計画を進める。

【小林質問】 市民の意向調査（アンケート）をしないということならば、どうやって説明責任を果たすのか。

【市長】 国体育館建設について合併当時から経過を知らない市民が多いので、懇切丁寧に説明していく。

【小林質問】 説明責任に関わるキーワードは二つ。一つは合併協議会での合意事項。二つに合併特例債を限度額の458億円まで使うという方針転換。いずれも経過が不透明で説明しきれていないのでは。

【市長】 平成21年10月に平林前市長から、体育館の整備計画について事務引継を受けている。

Q2【小林質問】 自治基本条例制定に向けて、住民投票の位置付けについて、どのような議論がなされたか。

【市民生活部長】 市民WSでは、条例に盛り込む必要なしとする意見も一部にあったが、必要との意見が大半だった。実施の判断を議会や市長に委ねる形の「逐次型」を推す声も多かったが、重要な案件を対象とする場合には、自治基本条例に定めて住民投票が実施される「常設型」がよいとの意見もあった。制定市民会議でさらに検討し、地方自治法の規定に則った「逐次型」の形とすることで中間報告となった。

### ◆住民投票／逐次型と常設型の違い◆

地方自治法に規定されている住民投票は「逐次型」。住民自らが署名を集めて住民投票の実施を請求することになっているが、議会の議決が必要であるため住民投票実施に至ることはまれ。

どういうことかという、少し古い

## 9月は決算議会 議会傍聴のススメ

安曇野市議会9月定例会は  
8月23日～9月16日頃を予定

日程はこれからきまるところですので、詳しくは安曇野市議会ホームページをご覧ください  
http://www.city.azumino.nagano.jp/site/gikai/

◆インターネットでもライブ中継をおこなっていますので、安曇野市議会ホームページからアクセスしてください。

◆傍聴向けの無料の託児サービスがあります。1週間前の予約が必要ですが、直前のキャンセルにも対応できますので、お気軽にご利用ください。（安曇野市議会事務局 電話：0263-71-2156へお申し込みください。）

データしかないのですが「2003年度～2008年度までの6か年度における全国の『住民投票に関する』条例制定請求件数は400件、そのうち322件が議会によって否決されている現状です。

これに対し、一定数の有権者が住民投票を請求すれば、議会の議決がなくても実施できる「常設型住民投票条例」を制定する自治体が出てきています。（2013年のデータですが、全国の市町村では51自治体が制定している）

## 議会の主催で市民のみなさんから「意見を聞く会」

～新体育館建設、議員定数・議員報酬・政務活動費について～  
8月21日(日)に2回開催 ①午後1時半から ②午後7時から

場所：市役所4階 大会議室 主催：安曇野市議会

議会としての政策提言のため、市民の多様な意見を把握するために開催します  
市民を代表する議会として、安曇野市行政とはちがう立場でご意見をお聞きます



○：賛成 ×：反対 議：議長（可否同数以外採決に加わらない）

議案等番号	議員名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	松枝功																									
	坂内二男																									
	林孝彦																									
	井出勝一																									
	一志信一郎																									
	宮澤豊次																									
	黒岩豊彦																									
	増田望三郎																									
	竹内秀太郎																									
	藤原朝三																									
	中村今朝子																									
	山田幸与																									
	平林明																									
	小松洋一郎																									
	荻原久美子																									
	猪狩美昭																									
	内川集雄																									
	小松芳樹																									
	召田義人																									
	松澤善哲																									
	小林純子																									
	平林徳子																									
	宮下明博																									
	藤原陽子																									
	濱昭次																									

◆賛否が分かれた議案等  
議員の権限で最も重要なものは議決（表決権）です。議決に当たっては（賛否の表明には）重い責任が伴います。有権者は各議員の賛否の状況を見てどんな議員なのかを判断したいのですが、右のような賛否の一覧表を公表している議会はそう多くはありません。ぜひ関心をもって見てください。

# 種まき通信No.55

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。  
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方はお申し出ください。

この数字は？

**年間経費 2,332万円**

**新総合体育館の維持管理費**

**安いと思ったら、なんと  
人件費は含まれていない**

新体育館整備基本計画に関する市民説明会が8月1日までに6回開催されましたが、参加された方はどれぐらいだろうか。

こういった行政側からの説明会は、参加者が少なかるうと何であろうと「ちゃんと市民に説明しましたよ」というアリバイ作りに利用されてしまうような気がして、私自身は前向きな気持ちになれない。

7月15日の議会全員協議会では、市民説明会に先立って議会に対し「新体育館整備基本計画に関する市民説明会」の説明が行われた。その中で総工費28億円～38億円の大事業であること、施設規模として延床面積8450平方メートルで観客席数2000～2500席、駐車場台数300～400台という案が示された。

建設費の財源としては、「この期に及んでまだ使う気か！」と言いたい合併特例債（合併に伴う有利な借金、使用期限が32年度まで）を利用すること。そこで心配になるのは、平成32年度内に工事が完了しない場合には頼みの合併特例債は使えないということ。体育館建設が平成31～32年度ということでは、東京オリンピックに向けての建設需要と重なり、資材の高騰や人手不足などで32年度中に建設が終わらない可能性も十分に考えられるからだ。

また、大きな施設を作れば後々の維持費も相当かかる。6月24日に安曇野市の新しい財政計画が公表されたが、新体育館の建設費用は盛り込まれているものの、完成後の維持管理費や人件費は計算に入っていないというのだ。市民説明会で配布された説明資料にも、財政的な裏付けのない数字が書かれている。

聞かれなければ答えなくてもすむよう、数字の出し方を「ひとひねり」しているのである。議会向け資料には維持管理経費が年間2,332万円とあり、これだけの金額ですむのかと疑問に思ったので、聞いてみたら「人件費」は入っていないというのだから驚くのを乗り越えてあきれるばかりです。



## またしても委員会と本会議の判断にネジレ！

昨年の12月議会で提出され継続審査となっていた「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める陳情」は、6月21日の福祉教育委員会で採択することに決定。ところが、27日の本会議採決では「不採択」に。

### 反対の意見

「陳情項目の3番目に国費で費用を賄うとあるが、社会保障にあてるといふ消費税増税が先送りされた状況から、その可能性は極めて低く介護保険料の値上げにつながる恐れがあるため、願意が妥当であっても採択はできない」

### 賛成の意見

「国は基本報酬と利用者負担のバランスを考えて、制度設計の見直しをしていく必要がある。介護保険制度により介護の社会化が進んできたが、それを後退させないためにも介護労働者の処遇改善や人員配置基準の改善は必要なこと。実現の可能性がないと決めてかかるのではなく、可能性のある限り市民の声を国に上げていくことは地方議会の役目だと考える」

このように、委員会での賛否が分かれたため、国にあげる意見書は陳情に賛成した4人の委員で提案することになった。「国費で費用を賄うこと」に対する疑問が強かったため、その文言を検討し、もともと国庫負担率が低い介護保険制度の仕組みそのものを見直すべきだという意味を込めて「国費の負担率を上げること」に変えて意見書を提案した。

そして迎えた議会最終日。福祉教育委員会では採択となったこの陳情、本会議採決では不採

択（採択に反対が13・賛成が11）となってしまうのである。自民系・保守系議員は「国費で費用を賄うこと」という文言に強くこだわり、国に頼るばかりでなく自助の精神をと、消費税増税の延期で財源がないのだから陳情しても意味がない、等々の反対討論が多数を占めた。

陳情自体が不採択となれば、その陳情内容を反映した意見書も否決されてしまうかも・・・、なかば諦めの境地でその後の「介護労働者の処遇改善及び人員配置基準の改善を求める意見書」の採決に臨んだ。

ところが、「国費で費用を賄うこと」という当初の陳情項目を「国費の負担率を上げること」に変えてあるので、それだったらいい（許容できる）という意外な賛成討論があり、賛成21・反対3で意見書は可決されたのである。

委員会と本会議の判断がネジレただけでなく、陳情と意見書の判断にもネジレが生じたわけで、安曇野市議会の内情がよく表れた結果とも言える。議員個々の判断の基準はどこにあるのか、政府と党的立場なのか、地元有権者への配慮なのか、はたまたもっと別の事情があるのか。

そんな観点から見ると、公明党の3人が陳情にも意見書にも反対したのは意外だったが、ある意味、判断の筋は通っているということか。

## 福祉教育委員会で議論しました

【質問】社会就労センターの過去の未払い賃金について、休日出勤等の賃金の割り増し分が予算計上されている中で、実際に未払いが起こっていた。単なるミスではなく何らかの問題があったと考えられるが、どうか。

【福祉部】1名について支払済みである。ほかにも未払いの該当者がいないか、また未払いに至った経過等を調査し、支払いに向けての準備を進めている。

【質問】安曇野市入学準備金貸与制度を創設することのことがだが、準備金ということで保護者に貸し付け、保護者が返済する形のものか。

【教育部】その通りである。経済的理由により修学が困難な者の保護者に対し、入学に際して必要となる費用のための資金を無利子で貸与することにより、教育の機会均等を認るとともに有能な人材を育成することが目的。原資は「ふるさと納税」による寄付金。平成29年度進学者から利用できるよう準備している。貸与限度額

は、国公立高校＝10万円、私立高校等＝30万円、国公立大学・短期大学＝40万円。私立の大学・短期大学、専修学校専門課程等＝60万円

【質問】新総合体育館建設について、市は市民説明会やパブリックコメントを通して計画を固めていきたいというが、パブリックコメントの段階ではもう計画変更の余地は無いのでは。

【教育部】公式スポーツ施設整備計画の今までの流れ等を説明する中で、その必要性と整備内容を理解してもらい意見を聴く。それを加味したものを基本計画に反映していく。（ということは、やはり公式スポーツのための体育館という大きなコンセプトは変えないということ？）

\*「子ども・障がい者等の医療費窓口無料化を求める県への意見書の提出を求める陳情」について＝無料化を実施していないのは6県ほどあるが、なぜ長野県が窓口無料化を行わないのか、そのあたりの事情をもっと精査し検討する必要があるのでは、継続審査とした。